

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

3長地環第5-4号

令和3年(2021年)11月15日

岡田産業株式会社

代表取締役 岡田 勇 様

長野県長野地域振興局長

令和3年9月30日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	岡田産業株式会社 代表取締役 岡田 勇 長野県須坂市大字八町1025番地1	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字八町字戸谷1282番7	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設 ・施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	120 t / 日 (15 t / h : 8時間稼働)	
	埋立地(積替保管場所)の面積	m ²
	埋立(保管)容量	m ³
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 須坂市上八町区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 須坂市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和3年12月3日(金)午後5時から (場所) 上八町公会堂(須坂市上八町1730)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。